

高知県地域医療構想推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域医療構想推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域医療構想の達成に向けた病床転換、機能分化及び連携強化等の促進又は在宅医療の推進を図るため、次項に規定する補助対象事業の実施に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病床転換等シミュレーション事業

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に基づく県内の病院又は診療所（病床を有する診療所に限る。）の開設者が、病床の転換、病床の削減、複数の医療機関の再編・統合又は地域医療連携推進法人（法第70条の5に規定する地域医療連携推進法人をいう。以下同じ。）の設立を検討する上で、事前に知事が定める事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を実施する事業

(2) 専門家等派遣事業

法に基づく県内の病院又は診療所の開設者（病床を有する診療所に限る。）が、病床の転換、病床の削減、複数の医療機関の再編・統合又は地域医療連携推進法人の設立を検討する上で、医業経営の専門家等を招聘する事業

(3) 地域医療提供体制等分析事業

市町村長又は法に基づく県内の病院のうち公立病院（市町村が開設する病院に限る。）の開設者が地域の医療提供体制の確保に向けた施策を検討する上で、知事が定める事業者等へ委託し、地域の現状や将来の医療需要等の分析を実施する事業

(4) 地域医療連携推進法人設立等事業

法に基づく県内の病院又は診療所の開設者等が、地域医療連携推進法人の設立及び設立に係る準備を実施する事業。ただし、事業を実施する病院又は診療所が所在する構想区域において、適正な医療提供体制を構築することを目的とした事業で、連携推進法人設立前後3年以内実施する事業に限る。

(5) 在宅医療実施等シミュレーション事業

法に基づく県内の病院又は診療所の開設者が、新たに在宅医療に取り組み又は取組の拡大を検討する上で、事前に知事が定める事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を実施する事業

3 前項第1号及び第2号においては、次に掲げる事項を検討する場合を補助対象事業とする。

(1) 法第30条の13第1項に規定する病床の機能区分における回復期機能以外の機能を持つ病床の回復期機能を持つ病床への転換

(2) 法第7条第2項第4号に規定する療養病床の介護保険施設等への転換

介護保険施設等とは、次に掲げる施設をいう。

ア 介護医療院

イ 介護老人保健施設

ウ ケアハウス

エ 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積がおおむね13平

方メートル以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)

オ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

カ 認知症高齢者グループホーム

キ 小規模多機能型居宅介護事業所

ク 看護小規模多機能型居宅介護事業所

ケ 生活支援ハウス

コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(3) 病床の削減及び複数の医療機関の再編・統合

次に掲げる場合は、補助金の交付対象としない。ただし、地域医療構想調整会議の協議を踏まえて知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

ア 現時点で既存病床が基準病床より少ない保健医療圏又は当該補助金を活用して病床を削減することにより既存病床が基準病床より少なくなる保健医療圏での病床の削減

イ 当該構想区域において、現時点で令和7年の必要病床数と比較して少なくなっている医療機能の病床の削減又は当該補助金を活用して病床を削減することにより、令和7年の必要病床数と比較して少なくなる医療機能の病床の削減

(4) 地域医療連携推進法人の設立

(基準額、補助対象経費、補助率及び知事が定める事業者等)

第3条 前条に規定する補助対象事業の基準額、補助対象経費、補助率及び知事が定める事業者等については、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書及び関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更（補助金額の増額又は30パーセントを超える減額に限る。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

（実績報告等）

- 第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

- 第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

- 第10条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

○ 基準額、補助対象経費及び補助率

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
病床転換等シミュレーション事業	880万円	委託料（別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。）	4分の3
専門家等派遣事業	20万円	報償費及び旅費	2分の1
地域医療提供体制等分析事業	880万円	委託料（別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。）、報償費及び旅費	4分の3
地域医療連携推進法人設立等事業	200万円	報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料	3分の2
在宅医療実施等シミュレーション事業	200万円	委託料（別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。）	2分の1

別表第2（第3条関係）

○ 知事が定める事業者等

右記要件に該当する者を、本業務の担当者として従事させること	資格 (いずれかに該当)	1	公認会計士
		2	税理士
		3	認定登録医業経営コンサルタント（公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会認定登録）
	従事实績 (いずれかに該当)	1	病院の経営改善計画策定支援業務
		2	回復期以外の医療機能の病床を回復期へ転換する際の転換計画策定支援業務
		3	療養病床から介護保険施設等へ転換する際の転換計画策定支援業務
		4	在宅医療など新たな診療領域への参入の際に行う計画策定支援業務
		5	その他1から4までのいずれかと類似するもの

別表第3（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。